

# 附則「令和4年度 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における手続き」

(令和4年12月8日 理事会決議)

公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下、「機構」という。）の「令和4年度 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業」に関する業務方法書の制定（令和4年11月21日制定）に則り、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金（以下、「畜産基金」という。）における当事業の手続き（以下、「当手続き」という。）を附則として定める。

## 第1．事業の内容

1. 機構の定款附則第34条に規定する令和4年度の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業（以下、「当特別対策事業」という。）」における以下の補助事業である。
  - (1) 当特別対策事業の補填金（以下、「特別補填金」という。）の交付  
生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営者に対して、配合飼料価格安定基金制度（以下、「基金制度」という。）に基づく補填金とは別の特別補填金の交付
  - (2) 事業推進指導等の経費（以下、「委任費等」という。）の交付  
前項(1)の事業に必要となる事務、円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等の経費の交付
  - (3) 当特別対策事業の実施期間  
当特別対策事業の実施期間は令和4年度とし、前項(1)及び(2)の補助対象は以下の規定による令和4年度内の特別補填金及び委任費等とする。

## 第2．事業の要件

1. 特別補填金の対象となる配合飼料は、基金制度による価格差補填の対象となるものに限る。
2. 特別補填金の対象となる配合飼料の交付対象数量は、令和4年度第3四半期の配合飼料購入数量とする。  
ただし、同四半期の配合飼料購入数量が、基金制度による同四半期の契約数量（以下、「契約数量」という。）を上回る場合は、契約数量を上限とする。
3. 特別補填金の交付対象者は、令和4年度第3四半期において基金制度に加入している者とする。
4. 特別補填金の交付を受けようとする畜産経営者は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図る取組を行うこととし、その参加申し込みは「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業参加申込書兼補填金交付申請書（別紙様式第1号。以下、「参加申込書」という。）」により申請する。
5. 当特別対策事業に参加する畜産経営者が行う取組の選択については、「生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るための取組計画（別紙様式第1号の別紙。以下、「取組計画」という。）」において、「Ⅰ．畜種共通」及び「Ⅱ．畜種別」の取組項目から1つ、「Ⅲ．配合飼料の

使用量の低減」の取組項目から1つ、計2つを選択し取り組むものとする。

6. 前項5.のそれぞれの選択した2つの取組は令和5年度までに取り組むこととする。

なお、当該取組については、畜産経営者における以前からの取組の継続についても対象とする。この場合、畜産経営者は、令和5年度末まで当該取組を継続するものとする。

7. 畜産経営者が前項の取組を実施したことを証する書類は、当該経営者が令和9年度末（令和10年3月31日）まで保管する。

### 第3. 事業の実施体制

#### 1. 業務の実施体制

当特別対策事業は、畜産基金の業務方法書が規定する価格差補填契約（以下「基金契約」という。）の締結及び、価格差補填金の交付に準じる方法で、畜産基金・1号会員（全国連会員）・2号会員（地域連合会・単協）・4号会員が、当手続きに定めた手続きにより実施する。

#### 2. 業務の委任

(1) 畜産基金は、1号会員と「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委任契約（別紙様式「委任契約書の1」。以下、「委任契約1」という。）」を締結し、当特別対策事業の業務の一部を委任する。

(2) 1号会員は、2号会員及び4号会員の内、1号会員である全国連との間において組織出資の関係会員でない場合は、当該2号会員・4号会員と「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委任契約（別紙様式「委任契約書の2」。以下、「委任契約2」という。）」を締結し、畜産基金から委任された業務の一部を再委任する。

(3) 2号会員は、2号会員への基金加入単協等（2号会員と直接基金契約を締結している単協等）が、2号会員との間において組織出資の関係会員でない場合は、当該基金加入単協等と「委任契約2」を締結し、畜産基金から委任された業務の一部を再委任する。

(4) 前項（1）から（3）に基づく委任費等の支払いについては、特別補填金交付後、畜産基金が事業実施に要した会員からの委任費等の請求を取りまとめ、令和5年5月12日（金）を期限とする畜産基金から機構への請求をもって精算する。

(5) 「第2. 事業の要件-2」による当特別対策事業に参加の畜産経営者との委任契約は不要である。

### 第4. 事業参加申込書及び取組計画の提出

#### 1. 事業の案内

畜産経営者との基金契約の締結先である1号会員・2号会員・4号会員は、令和5年1月13日（金）までに、令和4年度第3四半期の契約数量のある畜産経営者に対し、当特別対策事業を案内する。

#### 2. 畜産経営者の参加申請

当特別対策事業に参加する畜産経営者は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図る取組を行うこととし、「参加申込書（別紙様式第1号）」及び「取組計画（別紙様式第1号の別紙）」を、令和5年1月20日（金）までに、畜産基金契約窓口団体（2号会員・4号会員等）へ提出し、当特別対策事業の参加申請を行う。

### 3. 参加申請の入手

2号会員・4号会員等は、令和5年1月20日（金）までに、当特別対策事業に参加する畜産経営者の「参加申込書」及び「取組計画」を入手し保管する。

## 第5. 特別補填金の交付申請及び交付請求

### 1. 交付申請

- (1) 2号会員・4号会員は、令和4年12月21日（水）までに、1号会員へ「令和4年度配合飼料価格 高騰緊急特別対策事業補助金交付申請書（別紙様式第2号。以下、「補助金交付申請書」という。）」により、特別補填金等の交付申請を行う。
- (2) 1号会員は、令和4年12月26日（月）までに、畜産基金へ「補助金交付申請書」により、特別補填金等の交付申請を行う。
- (3) 畜産基金は、前項2.を取りまとめ、令和4年12月27日（火）までに、機構へ「補助金交付申請書」により、特別補填金等の交付申請を行う。

### 2. 交付請求

- (1) 2号会員・4号会員は、令和5年1月25日（水）までに、「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金交付請求書（別紙様式第4号の1。以下、「補填金請求書」という。）」及び「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金請求（別紙様式第4号の1の別紙。以下、「補填金請求書の別紙」という。）」により、1号会員に特別補填金の交付請求を行う。
- (2) 1号会員は、2号会員・4号会員からの請求を取りまとめ、令和5年1月30日（月）までに、「補填金請求書（別紙様式第4号の1）」及び「補填金請求書の別紙（別紙様式第4号の1の別紙（全国連→畜産基金）」により、畜産基金に特別補填金の交付請求を行う。
- (3) 畜産基金は、令和5年1月31日（火）までに、1号会員の請求に基づき、機構に特別補填金の交付請求を行う。

### 3. 特別補填金の算定

- ア. 特別補填金は、当特別対策事業に参加する畜産経営者別に当該四半期の契約数量と購入数量を比較し、いずれか低い数値にトン当たり6,750円を乗じて算出する。
- イ. 端数は畜産経営者ごとに円未満切り捨てとする。

#### 特別補填金請求期限

	請求期限
単協等 → 2号会員	令和5年1月25日（水）
2号会員・4号会員 → 1号会員 (単協 → 1号会員)	令和5年1月25日（水）
1号会員 → 畜産基金	令和5年1月30日（月）
畜産基金 → 機構	令和5年1月31日（火）
機構 → 農林水産省	令和5年2月1日（水）

## 第6. 特別補填金の交付

1. 畜産基金は、機構から交付された特別補填金を交付された日又は翌金融機関営業日に1号

会員へ交付する。

2. 1号会員・2号会員・4号会員は、特別補填金を受領後、各々の当特別対策事業の対象交付先に対して、次の期日内において基金制度による補填金交付日と別の日に交付する。

(1) 1号会員において

① 1号会員（本所）⇒1号会員（支所）

・・・畜産基金より受領後即日または翌金融機関営業日

② 1号会員（本所）⇒2号会員、又は4号会員

・・・畜産基金より受領後5日以内

③ 1号会員（支所）⇒2号会員、又は4号会員

・・・本所より受領後5日以内

(2) 2号会員が地域連合会の場合

① 地域連合会 ⇒ 委託契約を締結した基金加入単協等

・・・1号会員より受領後5日以内

② 委託契約を締結した基金加入単協等 ⇒ 畜産経営者

・・・地域連合会から受領後7日以内

(3) 2号会員（単協等）・4号会員において

① 2号会員・4号会員 ⇒ 畜産経営者

・・・1号会員から受領後7日以内

3. 特別補填金は、全額を当該各畜産経営者に交付し、各段階に滞留させてはならない。

4. 畜産経営者への特別補填金の交付は以下のとおりとする。

ア. 現金、又は小切手

ただし、現金で交付した場合は受領先から領収証を徴収する。

イ. 金融機関口座への振込（受領先指定口座）

ウ. 乳代精算書等による場合は、他の交付金等と区別して明記する。

エ. 未収金や売掛金等との相殺や、補填積立金と相殺してはならない。

5. 畜産基金は、機構からの特別補填金の交付決定通知を受けた後、「特別補填金交付明細書（別紙様式第A号の1）」にて、速やかに1号会員へ事前交付通知（案内）を行う。

なお、事前交付通知（案内）を受領した1号会員は交付対象の2号会員・4号会員へ同様の事前交付通知（案内）を行う。

## 第7. 特別補填金の追加交付請求と追加交付

1. 前項「第5. 特別補填金の交付申請及び請求－2」の交付請求期限後、追加交付請求が生じた場合、2号会員・4号会員・1号会員は、下表の請求期限をもって、「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金追加交付請求書（別紙様式第4号の1（追加分）」及び「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補填金追加請求（別紙様式第4号の1の別紙（追加分）」により、追加交付請求を行い、畜産基金は令和5年2月28日（火）までに機構へ追加交付請求を行う。

2. 下表の請求期限以降の追加交付は受け付けない。

特別補填金追加請求期限

	請求期限
単協等 → 2号会員	令和5年2月22日(水)
2号会員・4号会員 → 1号会員 (単協 → 1号会員)	令和5年2月22日(水)
1号会員 → 畜産基金	令和5年2月27日(月)
畜産基金 → 機構	令和5年2月28日(火)
機構 → 農林水産省	令和5年3月1日(水)

3. 追加交付請求の対象となる畜産経営者は、令和5年1月20日までに前項「第4. 事業参加申込書及び取組計画の提出－2」の申請を行った畜産経営者に限る。
4. 畜産基金は、機構から交付された追加の特別補填金を交付された日又は翌金融機関営業日に1号会員へ交付し、対象となる畜産経営者には令和5年3月31日(金)までに交付する。
5. 畜産基金は、機構からの特別補填金の追加交付決定通知を受けた後、「特別補填金交付明細書(別紙様式第A号の2)」にて、速やかに1号会員へ事前交付通知(案内)を行う。  
 なお、事前交付通知(案内)を受領した1号会員は交付対象の2号会員・4号会員へ同様の事前交付通知(案内)を行う。

## 第8. 特別補填金の返還

1. 特別補填金交付後(追加交付を含む)、特別補填金の過大請求が確認された場合、返還申請の期限は設けず、随時返還処理を行う。
2. 特別補填金の交付を受けた畜産経営者が、前項1以外に次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、特別補填金の返還をしなければならない。  
 (ア)「取組計画(別紙様式第1号の別紙)」の取組を中止した場合(ただし、取組を変更する場合、又は廃業や被災等によるものであって畜産基金がやむを得ない事情によるものであると認めた場合はこの限りではない。)  
 (イ)令和5年度まで実施した「取組計画」の取組が2つに満たない場合  
 (ウ)虚偽の報告により補填金の交付を不正に受けた場合
3. 返還手続きは、2号会員・4号会員は1号会員へ、1号会員は畜産基金へ「補填金交付請求書(別紙様式第4号の1)」等により報告・返還し、畜産基金はこれを受けて機構に報告・返還する。

## 第9. 事業推進指導等(委任費等)の経費の交付申請及び請求・交付

1. 事業推進指導費等(委任費等)の対象費目  
 事業推進指導費(委任費等)の経費を交付する対象費目は「事業推進指導費の対象費目(別表1)」の費目とする。

## 2. 事業推進指導費等（委任費等）に対する補助金の申請

- (1) 2号会員・4号会員は、令和4年12月21日（水）までに、1号会員へ「補助金交付申請書（別紙様式第2号）」により、委任費等の交付申請を行う。
- (2) 1号会員は、令和4年12月26日（月）までに、前項（1）及び1号会員が要する委任費等を取りまとめ、畜産基金へ「補助金交付申請書（別紙様式第2号）」により、委任費等の交付申請を行う。
- (3) 畜産基金は、前項（2）を取りまとめ、令和4年12月27日（火）までに、機構へ「補助金交付申請書」により、委任費等の交付申請を行う。
- (4) 当該委任費等は、委任契約が締結された日、又は機構が畜産基金の申請した事業に要する経費を承認した日の、いずれか遅い日以降を補助の対象とする。
- (5) 畜産基金は、機構から補助金の交付決定通知を受領後、速やかに1号会員に通知し、1号会員は補助金の交付申請をした当該2号会員・4号会員へ通知し、更に2号会員（地域連合会）は補助金の交付申請をした当該加入単協等へ通知する。
- (6) 1号会員は、補助金の交付決定通知後において、交付対象事業の計画を変更し、又は計画変更に伴う追加交付を受けようとする場合には、あらかじめ、「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金交付変更承認申請書（別紙様式第3号）」を畜産基金に提出し、畜産基金はその内容を審査の上、機構に補助金の変更申請を行う。

## 3. 委任費等に対する補助金の交付請求

- (1) 2号会員・4号会員は、令和5年5月8日（月）までに、前項の委任費等の経費を「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業事業推進指導費交付請求書（別紙様式第4号の2。以下、「委任費等請求書」という。）」により1号会員に請求する。
- (2) 1号会員は、2号会員・4号会員の請求額に自らの委任費等の経費を加算し、令和5年5月10日（水）までに、「委任費等請求書（別紙様式第4号の2）」により畜産基金に請求し、畜産基金は、1号会員の請求を取りまとめ、令和5年5月12日（金）までに、「委任費等請求書（別紙様式第4号の2）」により機構に請求する。
- (3) ただし、その請求額は申請した費目及び金額の範囲内とする。

### 委任費等の請求期限

	請求期限
単協等 → 2号会員	令和5年4月21日（金）
2号会員・4号会員 → 1号会員 （単協 → 1号会員）	令和5年5月8日（月）
1号会員 → 畜産基金	令和5年5月10日（水）
畜産基金 → 機構	令和5年5月12日（金）

## 4. 委任費等に対する補助金の交付

- (1) 畜産基金は、機構から交付された委任費等に対する補助金を交付された日又は翌金融機関営業日に1号会員へ交付する。
- (2) 1号会員・2号会員・4号会員は、委任費等に対する補助金を受領後、各々の補助金の交付先に対して、次の期日内において基金制度による補填金交付日と別の日に交付する。

(ア) 1号会員において

① 1号会員（本所）⇒1号会員（支所）

・・・ 畜産基金より受領後即日または翌金融機関営業日

② 1号会員（本所）⇒2号会員、又は4号会員

・・・ 畜産基金より受領後5日以内

③ 1号会員（支所）⇒2号会員、又は4号会員

・・・ 本所より受領後5日以内

(イ) 2号会員が地域連合会の場合

① 地域連合会 ⇒ 委任契約を締結した基金加入単協等

・・・ 1号会員より受領後5日以内

② 委任契約を締結した基金加入単協等 ⇒ 畜産経営者

・・・ 地域連合会から受領後7日以内

(ウ) 2号会員（単協等）・4号会員において

① 2号会員・4号会員 ⇒ 畜産経営者

・・・ 1号会員から受領後7日以内

## 第10. 交付実績の報告

### 1. 特別補填金交付完了報告書

2号会員・4号会員・1号会員は、特別補填金交付（追加交付）後、「特別補填金交付完了報告書（別紙様式第B号の1；別紙様式第B号の1（追加分）」を下表の期限をもって報告する。

	報告期限（追加分）
単協等 → 2号会員	令和5年3月24日（金）（4月14日（金））
2号会員・4号会員 → 1号会員	令和5年3月27日（月）（4月17日（月））
1号会員 → 畜産基金	令和5年3月31日（金）（4月21日（金））

### 2. 実績報告書

(1) 2号会員・4号会員・1号会員は、「特別補填金」「特別補填金追加」並びに「委託費に対する補助金」の交付完了後、「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業実績報告書（別紙様式第5号、別紙様式第5号の別紙1、別紙様式第5号の別紙2）」を下表の期限をもって畜産基金へ報告する。

(2) 畜産基金は、1号会員からの前項（1）実績報告書を取りまとめ、「別紙様式第5号」「別紙様式第5号の別紙1」「別紙様式第5号の別紙2」を下表の期限をもって機構へ報告する。

	報告期限
単協等 → 2号会員	令和5年6月19日（月）
2号会員・4号会員 → 1号会員	令和5年6月23日（金）
1号会員 → 畜産基金	令和5年6月26日（月）
畜産基金 → 機構	令和5年6月28日（水）
機構 → 農林水産省	令和5年6月30日（金）

## 第 11. 取組実績の報告

1. 2号会員・4号会員は、特別補填金の交付を受けた畜産経営者から 令和6年4月30日までに「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業取組実績報告書(別紙様式第6号)」により、「第4. 事業参加申込書及び取組計画の提出の2」における取組実績の報告を受け、1号会員へ「令和4年度 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における取組実績集計(別紙様式第7号。以下、「取組実績集計」という。)」を下表の期限をもって1号会員へ報告する。
2. 1号会員は、2号会員・4号会員からの前項1の報告を取りまとめ、「取組実績集計(別紙様式第7号)」を下表の期限をもって畜産基金へ報告する。
3. 畜産基金は、1号会員からの前項2の報告を取りまとめ、「取組実績集計(別紙様式第7号)」を下表の期限をもって機構へ報告する。

	報 告 期 限
畜産経営者→2号会員(単協等)	令和6年4月30日(火)
単協等 → 2号会員	
2号会員・4号会員 → 1号会員	令和6年6月28日(金)
1号会員 → 畜産基金	令和6年7月5日(金)
畜産基金 → 機構	令和6年7月28日(日)
機構 → 農林水産省	令和6年7月31日(水)

## 第 12. 証拠書類等の整備保管

畜産基金・1号会員・2号会員・4号会員及び単協等は、当特別補填事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておくものとし、その保管期間は機構が当特別対策事業を完了する令和4年度末の翌年度から起算して5年間となる令和9年度末(令和10年3月31日)までとする。

## 第 13. 消費税及び地方消費税の取扱い

1. 畜産基金は、機構に対して「補助金交付申請書(別紙様式第2号)」を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。  
ただし、当該申請書の提出時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
2. 畜産基金は、前項ただし書により申請をした場合において、前項「第10. 交付実績の報告の2」の実績報告書を提出するに当たって、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該実績報告額から減額して報告しなければならない。
3. 2号会員・4号会員・1号会員は、それぞれの上部会員等に対して「補助金交付申請書(別紙様式第2号)」を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63



年法律第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。) がある場合には、これを当該申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該申請書の提出時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

4. 2号会員・4号会員・1号会員は、前項ただし書により申請をした場合において、前項「第 10. 交付実績の報告の 2」の実績報告書を提出するに当たり、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該実績報告から減額して報告しなければならない。

5. 2号会員・4号会員・1号会員は、前項「第 10. 交付実績の報告の 2」の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書(別紙様式第 8 号の 2)」を速やかに畜産基金に提出するとともに、その金額(前項の規定により減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額)を畜産基金に返還し、畜産基金は機構に「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書(別紙様式第 8 号の 1)」を提出し、その金額を返還する。

また、事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、又はない場合であっても、その状況等について令和 6 年 6 月 30 日までに、同様式により畜産基金に報告しなければならない。

## その他

1. この附則は、機構の理事長の承認を得て、理事会の議決のあった日から適用する。(令和 4 年 12 月 8 日)
2. この附則の軽微な修正、関係機関等の指導による変更、その他の疑義は理事長が決定する。

<別表 1>

公益社団法人配合飼料供給安定機構配合飼料価格高騰緊急特別対策事業に関する業務方法書における事業推進指導費の対象費目

事業推進指導費の対象費目

費目	内容	備考
借上費	本事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上経費	
賃金	本事業を実施するために直接必要な業務を目的として雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）に係る経費	雇用通知書等により本事業のために雇用したことを明らかにすること。補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
消耗品費	本事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短時間（補助事業実施期間）または一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・CD-ROM等の少額な記録媒体	消耗品は物品受払簿で管理すること。
通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代又は運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	人件費は含まれない。

<p>雑役務費</p>	<p>本事業を実施するために直接必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補填金の振込手数料</li> <li>・ 委任の契約書に貼付する印紙代</li> <li>・ 直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分</li> <li>・ 直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費</li> <li>・ 全国基金等の中の情報処理を行うための、表計算ソフトウェア向けのプログラムの作成に要する経費</li> </ul>	<p>表計算ソフトウェアの購入のための経費は含まれない。</p>
-------------	---	----------------------------------

<p>旅費</p>	<p>本事業を実施するために直接必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査に係る調査旅費</li> <li>・ 畜産経営体への推進指導に係る指導旅費</li> <li>・ 畜産経営体の取組状況の確認に係る確認旅費</li> <li>・ 資料収集・各種調査等に係る調査旅費</li> </ul>	<p>畜産経営者の取組状況の確認に係る確認旅費は、令和4年度中に行ったものに限る。</p>
<p>会場借料</p>	<p>本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費</p>	

<p>委任費</p>	<p>本事業を実施するために直接必要な次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国基金が全国連に委託した事業の実施に直接必要な経費</li> <li>・ 全国連が都道府県連等に委託した事業の実施に直接必要な経費</li> <li>・ 都道府県連が地域農協に委託した事業の実施に直接必要な経費</li> </ul>	<p>委任費の対象となる経費は本表に準じる。</p>
------------	--	----------------------------